

## 入間市ゼロカーボンシティ普及モデル事業に関する基本協定書（案）

入間市（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、入間市ゼロカーボンシティ普及モデル事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり入間市ゼロカーボンシティ普及モデル事業に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 この基本協定は、乙が本事業の最優秀提案者として決定したことを確認するとともに、入間市ゼロカーボンシティ普及モデル事業に関する土地売買契約（以下「土地売買契約」という。）の締結に向けた事務手続き、本事業の円滑な実施並びに甲及び乙の権利及び義務について定めることを目的とする。

## （甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は土地売買契約の締結に向けて、この基本協定の定めに従い、それぞれ誠実に対応するものとする。

## （準備行為）

第3条 甲及び乙は、契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うものとする。

## （提案内容の履行）

第4条 乙は、提案事業のすべてを誠実に実施しなければならない。

2 乙は、前項の提案事業の実施にあたっては、入間市ゼロカーボンシティ普及モデル事業プロポーザル参加事業者募集要項に定める各条項を遵守しなければならない。

3 乙は、甲の書面による承諾がない限り、提案事業の変更をしてはならない。

4 甲は、乙に対し、公共公益上、必要と認めるものについて、合理的な範囲で提案事業の変更を求めることができる。

5 乙は、提案事業に含まれないものであっても、提案事業の内容向上に資すると考えられるものについては、甲に対し、提案事業に反映することを申し入れることができる。ただし、甲の書面による承諾がない限り、提案事業への反映を行うことができない。

6 法制度の変更などやむを得ない事由により、提案事業を変更する必要がある場合は、乙は、甲に対し、提案事業の内容を損なわない範囲内で、変更を申し入れることができる。ただし、甲の書面による承諾がない限り、提案事業の変更を行うことができない。

7 前各項に定めるもののほか、乙は、提案事業の実施に際して疑義が生じたときは、速やかに甲と協議を行い、誠実にこれに対処するものとする。

## （許認可等の取得等）

第5条 乙が基本協定に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可又は届出は、乙が自らの責任及び費用により取得するものとする。

## （土地売買契約）

第6条 甲及び乙は、基本協定の締結後、令和6年〇月〇〇日までに土地売買契約を締結するものとする。

2 やむを得ず契約締結日を変更する場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(事業期間)

第7条 乙は、事業に着手する前に甲に対し、着手届を提出するものとする。

2 乙は、土地の引渡し日から起算して2年以内(以下「事業期間」という。)に、提案事業のうち、街区の住環境整備が完了し、住宅の引渡しができる状態にしなければならない。

3 乙は、前項による事業期間が完了したときは、遅滞なく完了届を甲に提出するものとする。

4 乙は、災害等の不可抗力により、事業期間内に第2項に定める事業を完了させることができない場合は、あらかじめ書面による甲の承諾を得なければならない。

(基本協定の期間等)

第8条 基本協定の期間は、協定締結日の翌日から事業期間完了後3年間とする。ただし、次条第2項については、事業期間完了日までとする。

2 乙は、前項の期間、以下に記載する情報を甲に提供することとする。

(1) 住環境の維持管理状況

(2) 環境配慮住宅の環境性能の検証データ

(実施計画及び事業実施)

第9条 乙は、協定締結後速やかに、実施計画を策定し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、提案事業に係る全ての管理責任を負うものとする。

3 乙は、定期的又は甲が求める場合、提案事業の実施状況に関し甲に報告しなければならない。

(環境配慮型住宅の設計等)

第10条 乙は、環境配慮型住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る。)にて、『ZEH』性能以上であり、かつ、乙の提案した性能を満たすことが記載されている証書を取得のうえ、その写しを甲に速やかに提出しなければならない。

(市道の整備等)

第11条 乙は、協定締結後速やかに、道路法第24条の規定に基づく道路工事施行承認の手続きを行い、甲の承認を得なければならない。

(基本協定の地位の譲渡等)

第12条 乙は、甲の事前承諾がない限り、基本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に定める譲渡等は、基本協定締結から事業期間完了日までの期間は、原則これを認めないものとする。

3 第1項による譲渡等にあたっては、基本協定に定める甲、乙の権利義務関係を承継する条項が含まれなければ、甲は、承諾を行わないものとする。

4 第1項による甲の承諾は書面によるものとする。

(協定履行の調査等)

第13条 乙は、甲が基本協定の履行状況に関して調査するときは、これに協力するもの

とし、提案事業の実施に関して、報告、説明又は必要な資料の提示を求められたときは、これに応ずるものとする。

(甲に対する通知義務)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を甲に書面で通知するとともに、提案事業の実施・継続に関して、速やかに甲と協議しなければならない。

- (1) 住所、名称、定款、若しくは寄付行為、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。
- (2) 解散、若しくは合併したとき、又は営業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。
- (3) 滞納処分、強制執行、仮差押え、若しくは仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- (4) 企業担保権実行手続き開始の申立てがあったとき、破産若しくは更正手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき又は民事再生手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。
- (5) 特別清算開始の申立てがあったとき。
- (6) 第7条に定める期日までに、整備を完了させることが不可能であることが明らかになったとき。
- (7) 手形不渡り・事実上の倒産・長期の活動停止・上場廃止・有価証券報告書の虚偽記載など、提案事業の実現・継続に重大な支障となるような信用不安事由が発生したとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案事業の実現・継続が困難となるような事態が発生したとき。

(近隣対策)

第15条 提案事業の内容・工事等について、近隣住民・地元自治会等への周知、説明対応等については、乙が誠意をもって行い、紛争等が生じた場合も乙が責任と費用負担において対応するものとする。

(基本協定の解除権)

第16条 基本協定の各条に違反する事実があり、甲の催告にも関わらず乙がこれを是正しないとき、甲は基本協定を解除することができる。

- 2 乙が、「入間市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年8月1日施行）」に基づく排除措置の対象となる法人等となった場合は、甲は基本協定を解除する。

(違約金)

第17条 乙は、基本協定に定める義務に違反したときは、土地売買代金10パーセントに相当する額を、違約金として、甲に納付しなければならない。

- 2 前項の違約金は、次条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の違約金は、別途甲と締結する土地売買契約書による違約金該当事由と重複するときは、甲はどちらか一方を選択して納付させるものとする。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が基本協定に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(情報公開)

第19条 乙は、情報公開請求、入間市議会への報告等により、基本協定の内容が第三者に公開されることに同意する。

(基本協定の費用)

第20条 基本協定の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 基本協定から生じる一切の訴えについては、さいたま地方裁判所川越支部をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第22条 基本協定において疑義が生じたとき又は基本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

入間市豊岡一丁目16番1号

入間市

甲

代表者 市長 杉 島 理一郎

乙